

3. 議会関係

(12) 議員の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (平成30年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	議会の決定の内容		議会の決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定に該当すると決定したもの	兼業禁止規定に該当しないと決定したもの			審査の申立ての結果	出訴の結果		
北海道	増毛町		○	議員が属している建設会社は、地方自治法第92条の2の規定にある主として同一の行為をする法人と判断したが、当該会社の代表取締役等の役員は既に辞任しており、これらに準ずべき者としての該当有無については、様々な状況を考えあわせても明確な根拠に繋がりにくく、明確な基準も示されないことから、同法第92条の2の規定に該当しないと判断したため。	H31.1.16	無		無	
計	1団体	0件	1件			0件		0件	